

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万4,312円</u></p> <p>令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万4,312円</u></p> <p>令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万6,468円</u></p> <p>令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万8,624円</u></p> <p>— 次のいずれかに該当する者 <u>5万3,486円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ()に係る部分を除く。)</p> <p>— 次のいずれかに該当する者 <u>6万780円</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>23,760円</u></p> <p>令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>23,760円</u></p> <p>令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>35,640円</u></p> <p>令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>47,520円</u></p> <p>— 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>— 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>71,280円</u></p>

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 7万2,936円

ア 合計所得金額が350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 7万7,798円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 8万2,660円

ア 合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

令第39条第1項第7号に掲げる者 76,032円

〔新設〕

〔新設〕

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

— 次のいずれかに該当する者 8万7,523円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

— 前各号のいずれにも該当しない者 9万2,385円

（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い）

第14条 〔略〕

2 〔略〕

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イに係る者を除く。）、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第10条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで及び第10条第5号から第10号までのいずれかに規定する者として

〔新設〕

〔新設〕

2 平成18年度から平成20年度までの各年度における令第39条第1項第5号イの区が定める額は、200万円とする。

3 平成18年度から平成20年度までの各年度における令第39条第1項第6号イの区が定める額は、500万円とする。

〔同左〕

第14条 〔略〕

2 〔略〕

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イに係る者を除く。以下同じ。）、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口又は第6号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 〔略〕

(普通徴収の特例)

第15条 第13条第1項の規定にかかわらず、保険料の算定の基礎に用いる特別区民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合(以下「当該年度の保険料を確定できない場合」という。)においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の特別区民税の課税非課税の別及び合計所得金額に基づき、当該年度の保険料率による保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額(区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料とする。

2 〔略〕

4 〔略〕

〔同左〕

第15条 第13条第1項の規定にかかわらず、保険料の算定の基礎に用いる特別区民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合(以下「当該年度の保険料を確定できない場合」という。)においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の特別区民税の課税非課税の別及び合計所得金額に基づき、当該年度の保険料率による保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額(区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料とする。

2 〔略〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度までの保険料率については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、この条例による改正後の墨田区介護保険条例(以下「新条例」という。)第10条の規定にかかわらず、3万8,899円とする。

4 平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、新条例第10条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

新条例第10条第1号に掲げる者 2万3,760円

新条例第10条第2号に掲げる者	2万3,760円
新条例第10条第3号に掲げる者	3万5,640円
新条例第10条第4号に掲げる者	4万7,520円
新条例第10条第5号に掲げる者	5万2,272円
新条例第10条第6号に掲げる者	5万9,400円
新条例第10条第7号に掲げる者	7万1,280円
新条例第10条第8号に掲げる者	7万6,032円
新条例第10条第9号に掲げる者	8万784円
新条例第10条第10号に掲げる者	8万5,536円
新条例第10条第11号に掲げる者	9万288円
令附則第11条第1項及び第2項に規定する者	3万8,016円

(賦課期日後に令附則第11条第2項に該当するに至った第1号被保険者の取扱い)

- 5 保険料の賦課期日(介護保険法(平成9年法律第123号)第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。)後に令附則第11条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第2項に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 6 前項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。